

## 大瀧村創立 60 周年記念ロゴマーク募集要項

### 1. 目的

八郎瀧の干拓により昭和 39 年 10 月 1 日に誕生した大瀧村は、令和 6 年に創立 60 周年という大きな節目の年を迎えます。大瀧村では、村の指針である「総合村づくり計画」に示された「住み継がれる元気な大瀧村 ～未来の子どもたちのために～」を将来像に掲げ、村づくりを行っています。

この記念すべき年である令和 6 年度においては、これまでの歩みを振り返るとともに、未来に向け、住み継がれる元気な村をめざす姿勢を村内外に発信することを目的に、様々な記念事業の実施を計画しています。

そこで、各種記念事業や広報・啓発活動等に幅広く使用し、大瀧村創立 60 周年を内外に PR するため、「大瀧村創立 60 周年記念ロゴマーク」を募集します。

### 2. 応募資格

どなたでも応募できます。

ただし、高校生以下の方が応募する場合は、保護者の承諾を得たうえで、応募用紙に保護者の氏名を明記してください。

### 3. 応募期間

令和 5 年 12 月 20 日(水)から令和 6 年 1 月 31 日(水)まで

### 4. 応募方法

所定の応募用紙(A4サイズ)を使用し、以下(1)から(4)のいずれかの方法で応募してください。

デザインは別紙として提出していただいてもかまいません。その際、別紙のサイズは必ず A4 としてください。

応募用紙にのりやセロハンテープで貼り付けをしないでください。

なお、応募用紙は村ホームページからダウンロードできます。また、大瀧村役場総務企画課で配布しています。

#### (1) 郵送

「角 2」または「角 20」の封筒を用い、「大瀧村創立 60 周年記念ロゴマーク応募書類在中」と記載し以下に送ってください。また、応募用紙等は折らないでください。

【送付先】

〒010-0494

秋田県南秋田郡大瀧村字中央1番地1 大瀧村役場 総務企画課

#### (2) 持参の場合

応募用紙を、大瀧村役場総務企画課に提出してください。応募用紙等は折らないでください。

受付時間：月曜日から金曜日の8:30～17:15

(土日祝日及び12月30日から令和6年1月8日までを除く)

### (3) 電子メールで応募

以下のメールアドレスに、応募用紙を添付して送付してください。デザインデータは応募用紙とは別に添付していただいてもかまいません。

ファイル形式はJPG、JPEG、PNG、GIF又はPDFのいずれかとし、データサイズは合計で5MB以内とし、A4サイズで印刷時に鮮明になるようにしてください。

また、ファイル名は「応募者氏名.ファイル形式」としてください。

例：応募者である大瀧太郎さんがJPG形式のファイルを送付する場合

ファイル名は「大瀧太郎.JPG」

【送付先】ogata60th@vill.ogata.akita.jp

※件名を「大瀧村創立60周年記念ロゴマーク応募」としてください。

### (4) インターネットで応募

大瀧村公式 HP (URL: <https://www.vill.ogata.akita.jp/archive/p20231214172731>)

または右のQRコードから申し込み専用サイトにアクセスし、画面案内のとおり入力し、デザインデータを添付し送信してください。ファイル形式、データサイズおよびファイル名は(3)を参照してください。



## 5. 選考方法

令和6年3月8日(金)までに、大瀧村創立60周年記念ロゴマーク選考委員会で審査を行った後、村長が決定します。

## 6. 発表と表彰

採用された方には、直接本人に通知(令和6年3月中旬を予定)するとともに、採用作品及び氏名を村の広報紙及びホームページ等で発表します。

## 7. 賞金及び記念品の贈呈

採用された方には賞金50,000円(高校生以下の場合には50,000円分の図書カード)と大瀧村の特産品10,000円分(消費税含)を贈呈します。

贈呈方法等については採用された方に別途連絡します。

## 8. 応募規定

(1) 応募作品数は、1人1点とします。

(2) 応募に当たっては、「大瀧村創立60周年記念ロゴマーク応募用紙」を使用して

ください。ただし、インターネットで応募する場合はこの限りではありません。いずれの場合においても、必要事項を全て記入してください。

- (3) デザインは、村創立60周年をイメージでき、今後の村の明るい未来を感じさせるものであり、かつ「60」という数字と令和6年の干支である「辰」または「龍」の要素を取り入れてください。
- (4) 原則、カラーで作成してください。
- (5) 応募作品の大きさは、応募用紙A4サイズの範囲内としますが、拡大・縮小での使用を考慮したデザインとしてください。
- (6) 応募に係る費用(郵送料等)は、全て応募者本人の負担となります。

## 9. 選考基準

選考にあたっては、大潟村創立60周年記念ロゴマーク選考委員会が、以下の点を踏まえて総合的に審査します。

観 点	基 準
テーマ性	・「住み継がれる元気な大潟村 ～未来の子どもたちのために～」という村の将来像を理解し、制作されたものであること
シンボル性	・大潟村創立60周年が明確にイメージできるか
デザイン性	・親しみやすいデザインとなっているか ・インパクトのあるデザインとなっているか ・他の作品に酷似していないか

## 10. 留意事項

- (1) 採用作品の知的財産権、使用权、その他一切の権利(以下「知的財産権等」という。)は大潟村に帰属するものとします。また、その使用に関して、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) デザインは、応募者本人が創作した未発表の作品とします。他の作品と同一又は類似していないものであり、第三者の知的財産権等を一切侵害しないものに限ります。
- (3) 採用作品が(2)に違反することが判明した場合には、採用を取り消します。
- (4) 採用作品の知的財産権等に係る問題が発生した場合には、応募者がその一切の責任を負うものとします。
- (5) 採用作品は様々な場面で拡大、縮小して使用することを想定しているため、必要に応じてデザイン・色調等の修正又は加工を行います。また、モノクロでの色調修正等を行います。
- (6) 採用作品が手書きの場合、採用後、大潟村でデジタルデータに変換します。
- (7) 応募作品は返却しません。

- (8) 郵送中の事故に伴い応募用紙が破損等した場合、大瀧村は一切の責任を負いません。
- (9) デザインデータをメールやインターネットにより送信する際の事故に伴いデータが破損等した場合、大瀧村は一切の責任を負いません。
- (10) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過・結果に関するお問い合わせには対応しかねますので、ご了承ください。
- (11) 採用作品は、大瀧村創立 60 周年記念ロゴマークとして各種制作物へ使用する等、広く活用します。
- (12) 応募者の個人情報、応募作品の選考及び結果の通知以外の目的には使用しません(法令等により開示を求められた場合を除く)。ただし、採用作品の応募者の氏名、年齢、住所(都道府県及び市町村まで)、職業については、採用作品と共に、広報紙及び村ホームページ等において公表します。
- (13) 本要項に取り決めのない事項については、大瀧村の判断により決定します。

#### 10. 問い合わせ

〒010-0494 秋田県南秋田郡大瀧村字中央 1 番地 1

大瀧村役場総務企画課総務広報班

電話:0185-45-2111

電子メール:ogata60th@vill.ogata.akita.jp